

育児休業手当金の給付率が引き上げられます。

平成26年4月1日以降に育児休業を開始する組合員について、育児休業開始時から180日に達するまでの期間、給付率が**67%**に引き上げられます。

なお、平成26年3月31日以前から引き続き育児休業を取得している組合員については、4月1日以降の育児休業期間の給付率は50%で変更ありません。

また、給付率改正に伴い請求書様式を変更しましたので、4月以降は新様式による請求をお願いいたします。

#### 育児休業開始

(平成26年4月1日以降)

